

死刑執行に抗議する会長声明

昨日、東京、広島及び福岡の各拘置所において、合計3名の死刑確定者に対し、死刑が執行された。当会は、これに強く抗議する。

当会は、これまで、広く市民をも対象としたシンポジウムや公聴会などを開催し、死刑に関するさまざまな問題を取り上げてきており、かねてより再三にわたり、政府に対し、死刑の執行を停止することなどを求めてきた。わが国では、2010年（平成22年）7月以来、約1年8か月の間、死刑執行がなされない状態が続いていたが、この間、死刑執行に関するさらなる情報公開や、死刑制度に関するさしたる議論のないまま、死刑の執行が再開されたことは、きわめて遺憾である。

国際社会においては、死刑制度に対し、批判的な目が向けられている。2008年（平成20年）12月、国連総会本会議において、死刑執行の停止を求める決議が圧倒的多数の賛成により採決された。さらに、わが国の死刑制度について、国連人権（自由権）規約委員会は、同年10月、日本に対し、世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、市民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきであることを勧告するなどした。日本政府は、このような国際社会からの声を完全に無視し続けているのである。

近時、いったんは無期懲役刑が確定したいわゆる足利事件や布川事件について、再審無罪判決が言渡されている。さらに、本年3月には、大阪地方裁判所は、いわゆる東住吉放火殺人事件（2名の被告人に対して無期懲役刑が確定）について、再審を開始する旨の決定をし、また、大阪市平野区で発生した母子殺害放火事件（控訴審での死刑判決を最高裁判所が破棄したもの）について、無罪判決を言渡した。これらはいずれも、重大事件において、今なお冤罪が存することを明らかにしたものであり、すでに死刑が執行された者の中にも同様のケースがあるのではないかとの懸念もある。

また、わが国においては、政府による極端な密行主義のもと、死刑に関する情報はほとんど明らかにされておらず、死刑制度に関する議論を行う前提を欠く状態にある。市民が参加する裁判員裁判において、すでに多数の死刑判決がなされているが、裁判員も死刑を含む量刑判断を行う以上、死刑制度の運用と実態を正確に事実として知ることが重要である。改めて死刑制度についての情報の開示を強く求めるものである。

当会は、政府に対し、死刑の執行を停止することを強く要請する。さらに、国連の決議や勧告を真摯に受け止め、死刑のない社会が望ましいことを見据えて、わが国における死刑確定者の処遇、死刑執行対象者の決定手続と判断方法、死刑執行の具体的方法と問題点などに関する情報をすみやかに開示し、死刑廃止についての広範な議論を踏まえた上で、死刑制度の抜本的な検討及び見直しを行うことを重ねて強く求めるものである。

2012年（平成24年）3月30日

大阪弁護士会
会長 中 本 和 洋